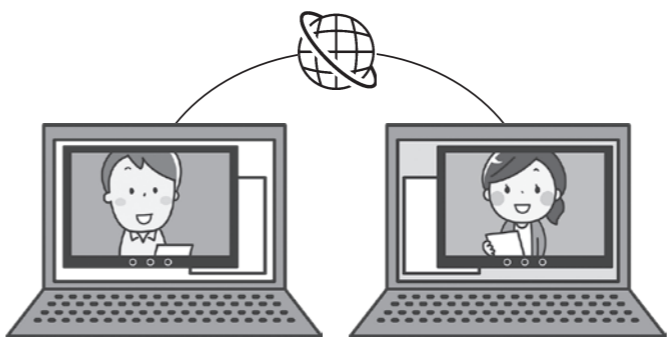


消費生活相談だより

消費生活リモート相談窓口を開設しました

町では、消費生活に関するトラブルの早期解決に向けた相談体制強化のため、毎週火曜日の消費生活相談窓口に加え、インターネットを利用した県相談員との「消費生活リモート相談窓口」を開設しました。



- ▼開設日 毎週月曜日、金曜日 ※祝日・年末年始を除く
▼開設時間 午前9時～正午・午後1時～4時30分
▼費用 無料
▼予約 相談日前日までに電話にてご予約ください。

▼個人情報の取り扱いについて
相談受付の際は、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業などをお聞きします。これらの情報は相談処理に利用し、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

- ▼問い合わせ先
①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週火曜日 午前10時～午後5時
※月・金曜日にリモート相談窓口を開設しました(要予約)
②茨城県消費生活センター
③国民生活センター(消費者ホットライン)
※他市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより

営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金(第2弾)のご申請はお早めに!

新型コロナウイルス感染症の拡大により発出された、茨城県独自の営業時間短縮要請および外出自粛の影響を受け、売り上げが大きく減少した事業者に茨城県から一時金が支給されます。申請期限は8月31日までとなっておりますので、対象となる方はお早めにご申請ください。

なお、利根町商工会でも申請のサポートを行っておりますので、ご不明な点はお問い合わせください。

▼対象事業者

- ①営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者
②外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者
※4～6月の営業時間短縮要請を受けた飲食店事業者は対象外

▼対象要件
2021年4～6月のいずれかの月の売り上げが、2020年(または2019年)の同月比で30%以上減少していること

▼支給額

1事業者あたり一律20万円(1回限り) ※一時金の第1弾(2021年1～2月対象)を受給した事業者も申請可
▼申請・問い合わせ先
茨城県事業者支援一時金相談窓口
029・301・5558
〒310・8555
水戸市笠原町978・6

コロナ関連融資の申込期限が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者向けの、原則無担保・無保証融資の申込期限が、政府からの要請により本年度末まで延長されることとなりました。
制度詳細等につきましては、商工会までお問合せください。

▼問い合わせ先
利根町商工会 ☎68・7417



「町長へ」は

町民と行政のコミュニケーションから

「町長への手紙」で
あなたのご意見・ご提案を
お聞かせください!!



「町長への手紙」は、町民の皆さまの声を町政に反映させるためのものです。

広報紙を活用して町民の皆さまにお配りいたします。皆さまが、普段の生活の中で思っていること、お気づきのこと、町に取り組んでもらいたいこと、改善してほしいこと、お住まいの地域の課題や展望など、町づくりに関するご意見・ご提案をお寄せください。

お寄せいただいた全てのご意見を、すぐに実行というわけにはいきませんが、皆さまと共に考え、共に研究し、できる限り町政に反映してまいります。

※ご意見は、下の用紙の裏面に記載してください。

また、必ずご住所、お名前、電話番号を明記の上、お送りくださいますようお願いいたします。匿名やペンネーム、誤った記載の場合、回答できませんのでご了承ください。内容によっては、回答までに時間が掛かる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

▼問い合わせ先
総務課 秘書広聴係 ☎68・2211

利根町大字布川841番地1

利根町長行

(総務課 秘書広聴係扱い)

(切手をはらずにこのお封筒に入れてください)

301-8790

料金受取人私郵便



差出有効期間
令和4年3月31日まで